

令和6年度玉川村障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣 旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のとおり定める。

2 適用範囲

この調達方針は、本村の全ての課及び事務局での物品等の調達に適用するものとする。

3 調達する物品等

（1）物品

- ア 加工食品（パン、クッキー、お惣菜等）
- イ 農産物（野菜等）
- ウ 生活雑貨（カレンダー、和紙ハガキ、ポチ袋、トイレットペーパー等）
- エ その他障がい者就労支援施設が提供可能な物品

（2）役務

- ア 軽作業（シール貼り、袋詰め、仕分け等）
- イ 建物の清掃、除草作業等、環境美化に係るもの
- ウ その他障がい者就労支援施設が提供可能な役務

（3）目標

物品及び役務の調達額の合計額が、前年度の実績を上回ることを目標とする。

4 基本的な考え方

（1）全庁的な取組の推進

障がいのある人の自立に資するため、各課等において、可能な限り幅広い分野から物品等の調達に努める。

（2）予算の適正な執行との調整

調達に関する他の施策等との調和を図るとともに、調達に係る施策の効果的な実施や予算の適正な執行に努める。

（3）障がい者就労施設等との協働による推進

障がい者就労施設等に対し、需要の拡大に資する自主的・主体的な取り組みを促しつつ、協働による調達の推進に努める。

5 その他物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等から供給される物品等に関する情報を提供するとともに、必要に応じて調達推進に向けた調整を行う。

6 進行管理

年度終了後、各課等における調達の実績を総務課で取りまとめる。また、情報の提供等の庶務一般事務等については健康福祉課とする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- （1）本村における毎年度の障がい者就労施設からの物品等の調達方針を作成したときは、

村ホームページ等により、速やかに公表する。

- (2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、村公式ホームページ等により、速やかに公表する。

8 その他

- (1) 村と業務委託契約を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先等に対しても、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。
- (2) 職員等の私的購入等における配慮について、庁舎内等での販売の受入を積極的に行い、職員等個々人としても積極的に購入するよう心掛ける。